## (郡山市:令和7年度介護施設整備事業者の公募)Q&A

No.	サービス種別	質 問	回 答
1	地域密着型特定施設 入居者生活介護	(1)既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅または短期入所生活介護事業所からの転換での応募は可能か。 (2)転換応募が可能な場合、定員29名に満たない、例えば20名の定員でも応募は可能か。	(1)既存建物を改修しての整備も可能ですが、既存の介護保険施設からの転換は対象外となります。そのため、既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅からの転換での応募は可能ですが、短期入所生活介護事業所からの転換での応募はできません。住宅型有料老人ホームも、特定施設入居生活介護の指定を受けている場合は応募できません。
2	護•認知症対応型共同生活介護	産税・都市計画税・軽自動車税の納税証明書が提出できない場合は、主たる事務所の所在地の納税証明書で構わないか。 (2)残高証明書について、募集要項p.14の「必要に応じて」とはどういうケースを想定しているか。 (3)提出書類チェック表のNo.12に「法人印鑑登録証明書」とあるが、これを提出するということは、郡山市に提出する書類の中で押印が必要な印鑑は、全てこの印鑑証明書と同じ	(1)固定資産税・都市計画税・軽自動車税について、郡山市内に事業所がない場合は、主たる事務所の所在地の納税証明書で構いません。 (2)提出いただく財務諸表で確認できる自己資金よりも、収支計算書に記載のある自己資金のほうが多い場合などを想定しています。 (3)押印が必要な提出書類(原本写証明)は、印鑑証明書と同じ印鑑で押印をお願いします。原本写証明が必要な書類は、提出書類チェック表の備考をご確認ください。No.25の備考欄の取扱いについても、相手方は印鑑証明の印鑑で捺印する必要があるという認識で問題ありません。